

## 所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の令和元年度における算定状況を公表致します。

### 【算定条件】

- 1.所定疾患療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限定とし、月1回に限り算定するもので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- 2.所定疾患施設療養費と緊急時療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3.所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ) 肺炎
  - ロ) 尿路感染症
  - ハ) 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り）
- 4.算定する場合にあたっては、診断名、診療を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 5.請求に際して、診断・行った検査・治療内容を記載すること。
- 6.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の状況を報告すること。

医療法人社団秀仁会 介護老人保健施設さくら

### 令和 元年度 所定疾患施設療養費の算定

診断名	件数	日数
肺炎	3	15
尿路感染症	3	16
帯状疱疹	0	0